力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極（以下「取極」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、並びに延長され、及び改正された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、取極を二千十二年六月十日から五年間延長することを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力が生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年六月六日にワシントンで

アメリカ合衆国
国務長官に代わる
ジョナサン・マーゴリス

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　藤崎一郎閣下

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

アメリカ合衆国国務長官
ヒラリー・ロダム・クリントン閣下

（米国側書簡）

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年六月六日にワシントンで

アメリカ合衆国
国務長官に代わる
ジョナサン・マーゴリス

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　藤崎一郎閣下

○外務省告示第二百十六号

平成二十四年六月八日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億八千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ロン・ビサロ外務・国際協力省長官

平成二十四年六月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○国税庁告示第二十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十九日

国税庁長官　川北　力

熊本国税局の項中「熊本市二の丸」を「熊本市中央区二の丸」に改め、築館税務署の項中「伊豆三丁目一番十号」を「薬師二丁目二番一号」に改め、宇都宮税務署の項中「本町十番六号」を「昭和二丁目一番七号」に改め、甲府税務署の項中「十一番六号」を「一番十八号」に改め、大津税務署の項中「中央四丁目六番五十五号」を「京町三丁目一番一号」に改め、熊本西税務署の項中「熊本市二の丸」を「熊本市中央区二の丸」に改め、熊本東税務署の項中「熊本市東町」を「熊本市東区東町」に改め、熊本研修所の項中「熊本市東本町」を「熊本市東区東本町」に改め、熊本国税不服審判所の項中「熊本市二の丸」を「熊本市中央区二の丸」に改める。

○国税庁告示第二十二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十九日

国税庁長官　川北　力

熊本国税局の項中「熊本市二の丸」を「熊本市中央区二の丸」に改め、築館税務署の項中「伊豆三丁目一番十号」を「薬師二丁目二番一号」に改め、宇都宮税務署の項中「本町十番六号」を「昭和二丁目一番七号」に改め、甲府税務署の項中「十一番六号」を「一番十八号」に改め、大津税務署の項中「中央四丁目六番五十五号」を「京町三丁目一番一号」に改め、熊本西税務署の項中「熊本市二の丸」を「熊本市中央区二の丸」に改め、熊本東税務署の項中「熊本市東町」を「熊本市東区東町」に改め、熊本研修所の項中「熊本市東本町」を「熊本市東区東本町」に改め、熊本国税不服審判所の項中「熊本市二の丸」を「熊本市中央区二の丸」に改める。

○農林水産省告示第千五百八十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年六月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Agapanthus L'Her.	PMN06	OSCO GARDEN JAPAN　株式会社 東京都あきる野市草花1137―4	第26476号 平成23年11月14日
Allium tuberosum Rottler ex Spreng.	ハイパーベルト	株式会社武蔵野種苗園 東京都豊島区南池袋1丁目26番10号	第26817号 平成24年3月9日
Allium victorialis L. subsp. platyphyllum Hulten	八幡平行者（はちまんたいぎょうじゃ）	八幡平市 岩手県八幡平市大更第35地割62番地	第26839号 平成24年3月15日
Alstroemeria L.	KONCHERISH	Konst Breeding B.V. Nieuwweens Jaagpad 93, 2441GA Nieuwveen, The Netherland	第26853号 平成24年3月26日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	FICHRYHorizon	Fides B.V. Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	第26571号 平成23年12月16日
〃	FICHRYLightning	〃	第26573号 平成23年12月16日
〃	しゅうわくら	佐藤淳一 広島県福山市新市町大字金丸673番地	第26896号 平成24年3月30日